

研修名 食育 アレルギー対応

平成30年9月12日(水) 13:30~16:00

講演 「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解」
「アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む）の理解と対応」

講師 上越教育大学大学院 野口 孝則 氏



1 講演要旨

① 保育所給食の対応のポイント

- ・ 保育所における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めるべきである
- ・ 誤食事故予防のために、周囲の管理者の配慮や監視、環境整備が必須
- ・ 定期的に医療機関の受診を促し、積極的に解除になったかどうかの確認をする

② 保育所給食の工夫・注意点

- ・ 除去を意識した献立を立てる
- ・ 調理室での作業導線や作業工程を工夫し、人の流れや食べ物の流れをクロスさせない工夫や声出し、指さし確認が求められる
- ・ 調理器具や食品の収納保管場所の工夫をする
- ・ “初めて食べる”ことを避ける。家庭で食べていない食品は、基本保育所では出さない
- ・ 加工食品の原材料表示をよく確認し、確認が取れないものは使用するべきでない
- ・ 職員全体の食物アレルギー及びアナフィラキシーに対する知識の啓発と習熟、当事者意識の向上と維持、そして、患児の状況把握が事故予防につながる

③食物アレルギー対応の10の原則

1. 食物アレルギーのない子どもと変わらない安全・安心な、保育所生活が送れるよう配慮する。
2. アナフィラキシー症状が発生したとき、全職員が迅速かつ適切に対応できるよう徹底しておく。
3. 職員、保護者、主治医、緊急対応医療機関が十分に連携する
4. 食物除去の申請には医師の診断に基づいた生活管理指導票が必要。これがない場合は除去対応の必要はない。また、指導票で分かりにくいところは、必ず医師に確認する。
5. 食物除去は完全除去を基本とする。
6. 卵殻カルシウム、乳糖、大豆油、醤油、味噌、ごま油、いりこだしなどは除去の必要がないことが多い。摂取不可能な場合のみ申請する。
7. 除去していた食物を解除する場合は、親からの書面申請で可とする。必ず書面で残す。
8. 家で摂ったことがない食物は基本的に保育所では与えない。
9. 共通献立メニューにするなど、食物アレルギーに対するリスクを考える。
10. 常に食物アレルギーに関する最新で、正しい知識を職員全員が共有し、記録に残す。

④誤食対策

誤食事故の発生要因は、配膳ミスなどの人的エラーである

対策…調理、配膳、食事の提供までの間に2重3重のチェック体制をとること、食物アレルギー児の食器の色などを変えて注意喚起する

医師の指示通りに除去の対応をとる（生活管理指導表が必要）

アレルギー対応マニュアルの作成を行い、全職員が把握をする

⑤保育所職員の役割

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を理解する
- ・保育所全体として組織的に対応する体制をつくる
- ・アレルギー対策実施状況を日々確認し、事故の有無などアレルギー情報をまとめ、園全体で共有できるように月に1回の食育会議で伝え合い、記録を残す
- ・アレルギー関連の研修会など積極的に参加し、常に新しい知識を習得する

⑥アナフィラキシーショック症状とエピペンについて

- ・アナフィラキシー発現から心停止までの時間は、わずか30分
- ・アナフィラキシーが現れた時は、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐために、エピペンを太ももの前外側に注射し、救急車を呼ぶ

＜下記の症状がどれか1つでも現れたら使用する＞

- ・繰り返し嘔吐する。
- ・のどや胸がしめつけられる
- ・犬がほえるような咳
- ・ゼーゼーする呼吸
- ・唇や爪が青白い
- ・尿や便をもらす
- ・ぐったりしている
- ・持続する我慢できないおなかの痛み
- ・声がかすれる
- ・持続する強いせき込み
- ・息がしにくい
- ・脈を触れにくい、不規則
- ・意識がもうろうとしている

＜エピペンの管理＞

全職員が保管場所を把握し、事故があった時は全職員がすぐに対応できるよう日頃から徹底しておく

2 感想

保育所において、食物アレルギーの対応で生命を脅かす危険な状態になるということを改めて感じました。子どもの命にかかわることなので、今後より一層、職員全体で見直し注意していきたいと思います。今回の研修を通して再確認したことは、全職員が対応できること、厳重なチェック体制、そして必ず医師の指導のもとに進めていくということで、この点を引き続き重要視していきたいと思います。中には、家で食べているので大丈夫です。と言うお母さんもおられますが、医師の指示書がなければ解除できないということをはっきり伝え、この点は厳しく対応していきたいと思います。

(記録 長岡京市立滝ノ町保育所 荻山 佳子)

